

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 23 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 6 号

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する
規則

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則（昭和 5 1 年瀬戸市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(キャンプ施設の使用の手続)</p> <p>第 2 条 自然児童遊園のキャンプ施設（以下「<u>キャンプ施設</u>」という。）を<u>使用</u>しようとする者は、<u>使用</u>しようとする日の 7 日前までに瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による<u>使用許可申請書</u>の提出は、毎年 4 月 1 5 日からできるものとする。</p> <p>3 市長は、キャンプ施設の使用の許可をした場合は、瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可証（以下「<u>使用許可証</u>」という。第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 <u>使用許可証</u>は、キャンプ施設を<u>使用</u>する際、<u>係員</u>に提示しなければならない。</p> <p>(使用許可申請取下げの届出)</p> <p>第 3 条 キャンプ施設の使用の許可を受けた者</p> | <p>(キャンプ施設の利用の手続)</p> <p>第 2 条 自然児童遊園のキャンプ施設（以下「<u>キャンプ施設</u>」という。）を<u>利用</u>しようとする者は、<u>利用</u>しようとする日の 7 日前までに瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による<u>利用許可申請書</u>の提出は、毎年 4 月 1 5 日からできるものとする。</p> <p>3 市長は、キャンプ施設の利用の許可をした場合は、瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用許可証（以下「<u>利用許可証</u>」という。第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 <u>利用許可証</u>は、キャンプ施設を<u>利用</u>する際、<u>職員</u>に提示しなければならない。</p> <p>(利用取消しの届出)</p> <p>第 3 条 キャンプ施設の利用の許可を受けた者</p> |

| | |
|---|---|
| <p>が、<u>使用許可申請の取下げ</u>をしようとする場合は、<u>瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請取下届（第3号様式）</u>に<u>使用許可証</u>を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p><u>（入園の制限）</u></p> <p><u>第4条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、自然児童遊園の入園を禁止し、又は退園を命ずることができる。</p> <p>— <u>公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は児童の健全な遊びを阻害し、若しくは児童に悪影響を与える行為をするおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>自然児童遊園の施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>その他自然児童遊園の管理上支障があると認める者</u></p> <p><u>（入園者の遵守事項）</u></p> | <p>が、<u>利用の取消し</u>をしようとする場合は、<u>瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用取消届（第3号様式）</u>に<u>利用許可証</u>を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p><u>（利用者の遵守事項）</u></p> |
| <p><u>第5条</u> 自然児童遊園に入園した者（以下「<u>入園者</u>」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>使用した設備及び備品類は、原状に回復して整理すること。</u></p> <p><省略></p> <p><u>（委任）</u></p> | <p><u>第4条</u> 自然児童遊園の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>利用した設備及び備品類は、原状に回復して整理すること。</u></p> <p><省略></p> <p><u>（委任）</u></p> |
| <p><u>第6条</u> <省略></p> | <p><u>第5条</u> <省略></p> |

第1号様式中「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用許可申請書」を「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請書」に、「利用したい」を「使用したい」に、「利用日時」を「使用日時」に、「利用目的」を「使用目的」に、「利用備品」を「使用備品」に、「利用人員」を「使用人員」に改める。

第2号様式中「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用許可証」を「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可証」に、「利用日時」を「使用日時」に、「利用目的」を「使用目的」に、「利用備品」を「使用備品」に、「利用人員」を「使用人員」に、「利用を」を「使用を」に改める。

第3号様式中「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設利用取消届」を「瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請取下届」に、「利用を取り消したい」を「使用許可申請を取り下げたい」に、「利用許可証」を「使用許可証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。